

## 予算とは

1年間にどのくらいの収入があり、その収入をもとにどのような行政サービスにどれくらいの経費を使うかを決めたものです。これらの内容をまとめたものが予算書であり、町に入ってくるお金が歳入、使用のお金が歳出です。(参考：平成30年度の一般会計の当初予算額は、86億881万6千円でした。)

なお、現行の予算制度には次のような原則があります。ただし、原則にとらわれすぎると、実務上は非効率・非現実的な面もあり、それぞれ例外として認められていることがあります。

### ① 総計予算主義の原則

入ってくるお金と出ていくお金の予定をしっかりとてます！



「一会計年度における一切の収入支出は、すべてこれを歳入歳出予算に計上して執行しなければならない」となっています。大切な税金の用途を漏れなく記録し明らかにするためです。

ただし、支払いのための現金が不足したときに融通する一時借入金などは、予算に計上しないことが例外として認められています。

### ② 単一予算主義の原則

計画は年1回 家計簿はひとつ



「一会計年度における全ての収入・支出は、施策や予算を網羅して把握できるように、ひとつの会計に計上するとともに、予算の調製は各会計年度に1回とする」となっています。家庭でいうと、家計簿がいくつもあっては分かりにくくなります。

ただし、特定の事務事業の経理を分かりやすくするための特別会計の設置や当初想定できなかった事態に年度途中で対応するための補正予算制度などは、例外として認められています。

### ③ 予算統一の原則

毎年同じノートだし、どこの家も一緒なものを使うから見やすいね！



「予算は、予算科目、予算様式等を統一することによって系統的に調製しなければならない」となっています。予算の様式は法令で定められたものを用いることで、過去の予算や各自治体の予算との比較が容易になります。

### ④ 会計年度独立の原則

今年必要なお金は今年の収入で！



自治体の歳出は、その年度の歳入をもって充てなければならないとなっています。その年に納められた税金は、その年に納めた住民のために使うということです。ただし、事業の実施段階で不用額が出たり、また、不測の事態により年度内に事業が終了しないことや、ひとつの事業の実施に複数年を要することもあります。決算で余ったお金(剰余金)を翌年度へ繰り越すこと(繰越金)、事業を翌年度に繰り越すこと(繰越明許費や事故繰越しなど)、履行に数年度を要する事業について、総額と年割額を定め数年にわたって計画的に支出すること(継続費)などは、例外として認められています。

### ⑤ 予算事前決議の原則、予算公開の原則

予算は住民みなさんのもの！

自治体予算は住民自身のもので、予算は住民の代表である議会の議決を経なければ執行することができません。また、広く公表、公開されなければなりません。ただし、緊急措置の場合に行う町長による専決処分や原案執行権による予算執行は例外として認められています。

# 財政って何？



「財政」という言葉はよく聞きますが、その内容や仕組みについてはどこか難しいという印象があると思います。また、財政に関する資料は、その性質上、数字で表す部分が多いため、見ることに抵抗を感じる方が多いのではないのでしょうか。

「財政」は、自治体の活動をお金の面からとらえたものです。地方の財政は、法律や地方財政計画による統制と管理、国による財政支援などがなされることで継続的に運営しています。

財政用語には多くの専門的な用語・表現がありますが、そのほとんどは普段の生活を送るうえでは目にしません。自治体の財政運営は、法律・条例・規則などに沿って様々な決め事や仕組みがあり、その全てをここで示すことはできませんが、今回、予算と決算に関する財政用語について、その意味をまじえて一部ご紹介しますので、財政に少しでも興味をもっていただければ幸いです。



## 官庁会計

町役場など行政の会計制度は官庁会計と呼ばれており、民間企業の複式簿記・発生主義会計とは異なる処理を行っています。行政活動は、法令等に基づき徴収している税金を予算により配分することで、住民福祉を達成するという性格を持っており、議会の議決による範囲内での予算執行という予算の統制がとて重要であることから、客観的で確実に確認できる現金収支を厳密に管理する単式簿記・現金主義会計の方式をとっています。

現金の動きの識別や記録という基本的な考え方は行政でも民間企業でも同じですが、行政と民間企業では、組織目的・活動内容などが根本的に違うため、互いに効果のある会計方式を使っています。

現金の収入や支払いに関係なく、お金の動きに関係する出来ごとが発生した時に、収益や費用として記録します。その年に買ったものでも、利用可能な年数にわたって支払いを計上します。利益の追求を行うため儲けが出るか損が出るかを測定しています。



民間企業の会計  
＜企業会計＞

複式簿記・発生主義会計

現金が実際にどれだけ入ってきてどれだけ支払ったかを記録して、資金が不足しないように厳密に管理しています。その年に買ったものはその年の支払いに計上します。目的である住民福祉の増進に必要なお金を一年ごとに管理・完結し、翌年度以降の出入りとは区分しています。



自治体の会計  
＜官庁会計＞

単式簿記・現金主義会計

## 性質別分類

経費は、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、公債費、積立金、操出金など 14 の性質に分類されており財政状況を表す基準となるものです。

**物件費** 消費的な性質をもった経費で、旅費、消耗品費、委託料、使用料、備品購入費などです。

**扶助費** 高齢者対策や児童対策、生活保護などの社会保障に要する経費で、各種法令に基づいて被扶助者に対して支出する経費が主となっています。

**補助費等** 謝礼、保険料、負担金、補助金、補償金、返還金、寄附金などの経費です。

**普通建設事業費** 道路、橋、堤防といった土木関係施設、農道・漁港などの農林水産業施設、住宅や体育館などの公共用施設の新設、増設、改良のための事業費、用地の取得費、医療機器など 100 万円を超える備品購入費、機械の導入や施設整備に対する補助金・負担金などの経費のことで、家庭でいうと倉庫の増築や車の購入などにあたります。

**公債費** 国や金融機関より借り入れているお金（町債※ 8 ページ参照）の返済金です。



## 義務的経費

支出が義務付けられていて節減できない経費であり、主に人件費、扶助費、公債費を指します。

## 財源

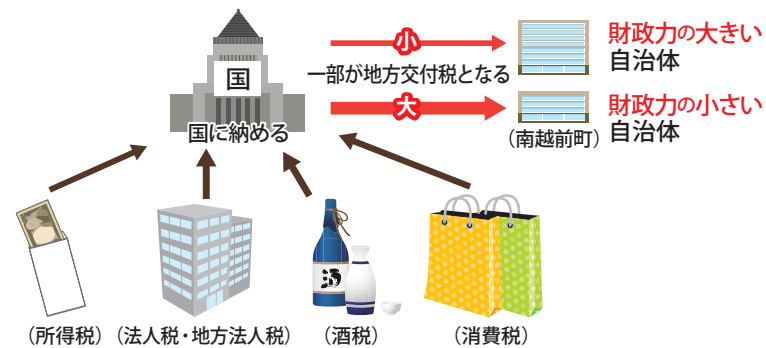
財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものを**一般財源**と言い、税金、地方譲与税、地方交付税などが代表的です。

財源の用途が特定されているものを**特定財源**と言い、国や県からの交付金、地方債、使用料、手数料などがあげられます。

また、財源は、自主財源と依存財源に分けられます。**自主財源**とは、自主的に収入しうる財源をいい、税金、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金などがあります。**依存財源**は、名のおり国や県からの交付や割り当てなどに依存している財源で、地方交付税、地方譲与税、国県支出金、地方債などです。

## 地方交付税

国が徴収する国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合と地方法人税の全額が、自治体に配分される制度です。自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住んでも一定水準の行政サービスを受けられるよう財源を保障するための制度です。南越前町の歳入



予算の約 45% を地方交付税が占めており、貴重な財源のひとつとなっています。地方交付税は、普通交付税と特別交付税があり、**普通交付税**は自治体が標準的に必要とする経費と財政収入を合理的に測定し一定の方法で算定されています。**特別交付税**は、特別な事情（災害など）を考慮し交付されるもので、予算総額に決まりがあるため、仮にどこかの地域で大規模な災害や豪雪があった場合は、それらの地域へ重点配分されます。

## 決算とは

決算とは、その年にどのくらいの収入があり、実際にどのように使用したかを示したものです。決算時には、財政の健全性を図るため財政の執行結果、集計、分析を行っています（決算統計と呼ばれています）。

南越前町の平成 29 年度決算は、10-11 ページのとおりです。

## 出納整理期間と閉鎖

出納とは、お金の出し入れ、収入や支出のことです。年度末（3月31日）までに行われた歳入や歳出の行為に伴う未収未払の整理を行うために設けられた期間を出納整理期間と言います。出納整理期間は、次年度の4月1日から2か月間で、5月31日を出納閉鎖日と言います。官庁会計だけの独特の制度です。

## 会計の種類

南越前町の会計の区分は、現在、一般会計のほか 10 の特別会計、1 の企業会計で構成しています。特別会計は法律によって設置を義務付けられているものと自治体の裁量で設置しているものがあるため、一般会計で処理している事業の範囲は自治体によって様々です。

そのため、全自治体に共通する統一的な基準を設け、「普通会計」と「公営事業会計」に区分し、財政の執行結果、集計、分析を行い財政の健全性の確認などを行っています。

	一般会計	河野診療所特別会計
普通会計	保健、福祉、商工、観光、農林水産業、道路、消防、学校教育など 学校教育 産業 観光 福祉	河野診療所の運営 
		農業労働災害共済特別会計 農作業中の災害共済 
公営事業会計	国民健康保険特別会計	個別排水処理施設特別会計
	国民健康保険今庄診療所特別会計	農業集落排水特別会計
	後期高齢者医療特別会計	下水道特別会計
	介護保険特別会計	〈企業会計〉水道事業会計
	老人保健施設特別会計	

## 目的別分類

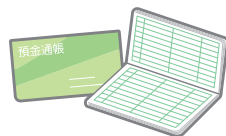
経費は、その行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費など 14 の目的に分類され、予算・決算における歳出は、この目的別分類を基準として区分しています。



## 基金とは

ある目的のために積み立て、または運用しているお金で、家庭でいう積立預金にあたります。継続してまちづくりを行っていくため、また災害などの緊急事態に対処するために蓄えています。南越前町には、現在、健全な財政運営を図るための財政調整基金、緊急的な借金返済のための減債基金のほか、一般会計と特別会計合わせて16種の目的別基金を設けてあります。

会計	基金名称	平成29年度末残高	会計	基金名称	平成29年度末残高
一般会計	財政調整基金	2,117,112	特別会計	国民健康保険基金	198,459
	減債基金	674,045		介護保険基金	109,575
	青少年育成代継基金	100,000		農業集落排水基金	50,123
	ふるさと水と土保全基金	30,000		農業者労働災害共済基金	13,749
	高齢者保健福祉基金	80,717		下水道基金	13,565
	北前船主の館「右近家」基金	37		計	385,471
	「京藤甚五郎家」施設維持基金	840			
	電源立地地域対策交付金事業維持基金	71,160			
	ふるさとこのの復興基金	82,650			
	昭和会館等施設維持基金	9,028			
	榎谷ダム保全基金	40,421			
	安全安心ネットワーク整備基金	5,711			
	地域振興基金	1,511,985			
	計	4,723,706			



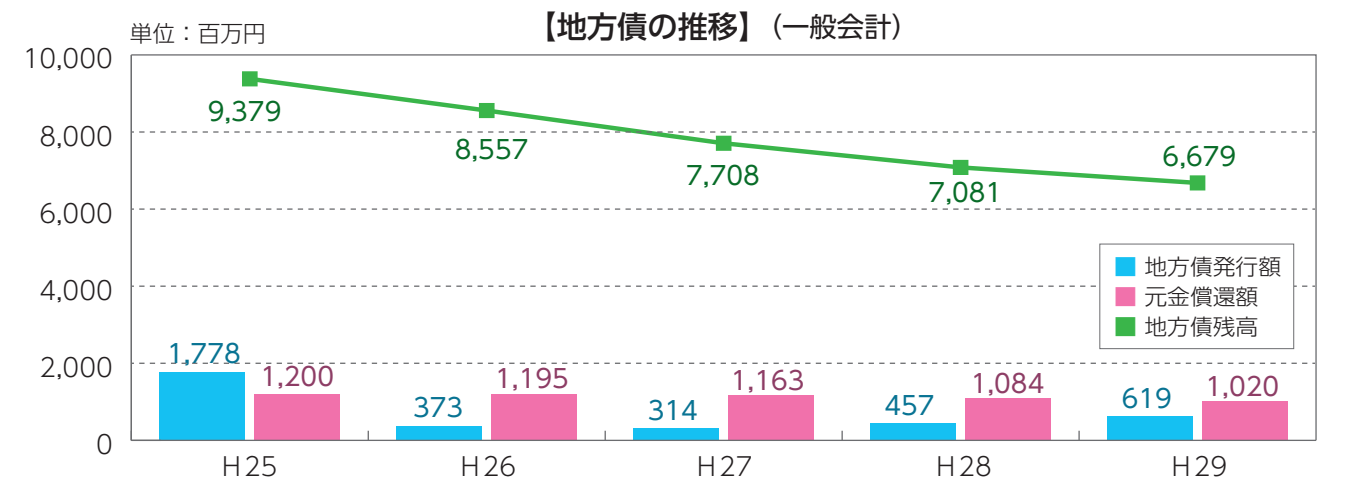
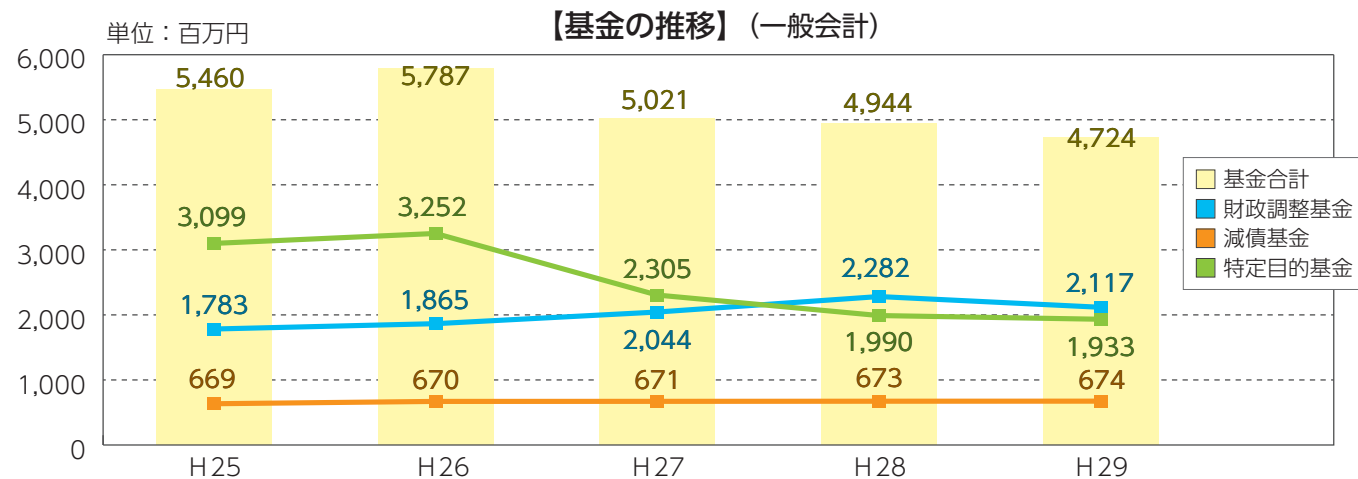
## 町債(地方債)とは

まちづくりを進めるにあたって国や金融機関より借り入れるお金のことで、家庭でいう借金(ローン)にあたります。借金をすることを起債、借金の返済金を公債費といいます。

学校や道路、住民センター、災害対応施設など、何十年も使う施設の建設費用を建設した世代の住民の負担だけで賄うのではなく、地方債を発行し償還費用を後世の住民の方にも負担いただくことで、世代間の負担の公平を図るのも地方債の役割のひとつです。

地方債を発行することのできる事業や条件は法令で決まっています。また、南越前町のような過疎地域や合併自治体は、借金をしても償還金の一部が後年度に地方交付税として戻ってくる有利な地方債を利用できません。南越前町では、必要な行政サービスを早期に実現するために、必要に応じて地方債を発行しています。

会計	平成29年度				
	年度末残高	起債(発行額)	償還額		
			元金	利子	
一般会計	6,679,063	618,900	1,020,384	52,996	
特別会計	国民健康保険今庄診療所特別会計	16,505	0	3,036	132
	河野診療所特別会計	54,728	0	24,497	915
	個別排水処理施設特別会計	13,933	0	1,168	361
	農業集落排水特別会計	1,537,190	0	160,741	35,158
	下水道特別会計	712,748	0	132,388	26,875
企業会計	水道事業会計	1,160,651	0	152,291	30,648
計	10,174,818	618,900	1,494,505	147,085	



## 予算・決算が 決まるまで

住民のみなさまの意見や要望を聞き、年間の行政サービスを検討し予算案としてまとめ町議会へ提出します。町議会の審議・議決を経て予算が成立します。

災害復旧などで緊急に予算が必要となる場合は臨時議会を招集し、予算案を提出する場合があります。

また、年度の終了後、出納整理を行い、監査委員による決算審査、議会による決算認定を受け決算が決まります。

当初予算、決算の認定までの流れは次のとおりです。



南越前さん家の家計簿

平成29年度の一般会計決算状況を家計簿に例えてお知らせします。歳入歳出を性質別に分け、仮に「年収 5,602 千円(※)」の世帯として一般的な家庭の項目に置き換えてみましたので目安としてご覧ください。  
※平成29年国民生活基礎調査の1世帯当たりの平均所得額を参考

収入		支出	
町税・地方交付税・譲与税など	給料・諸手当 3,468千円	食費 811千円	人件費
分担金・負担金・財産収入・諸収入など	パート収入 296千円	医療費、介護費 450千円	扶助費
国県補助金	奨学金や医療費助成 1,055千円	光熱水費など雑費 1,374千円	物件費・補助費等
繰入金	定期預金の取り崩し 138千円	車の修理代など 193千円	維持補修費
繰越金	昨年の残金 275千円	子供への仕送り 609千円	繰出金
町債	家の改修のための借入金 370千円	ローンの返済 644千円	公債費
		家や庭の建築・改修 1,188千円	普通建設事業費・災害復旧事業費
		貸付け・投資・出資 27千円	投資および出資金・貸付金
		積み立て貯金 5千円	積立金
	<b>合計 5,602千円</b>	<b>合計 5,301千円</b>	

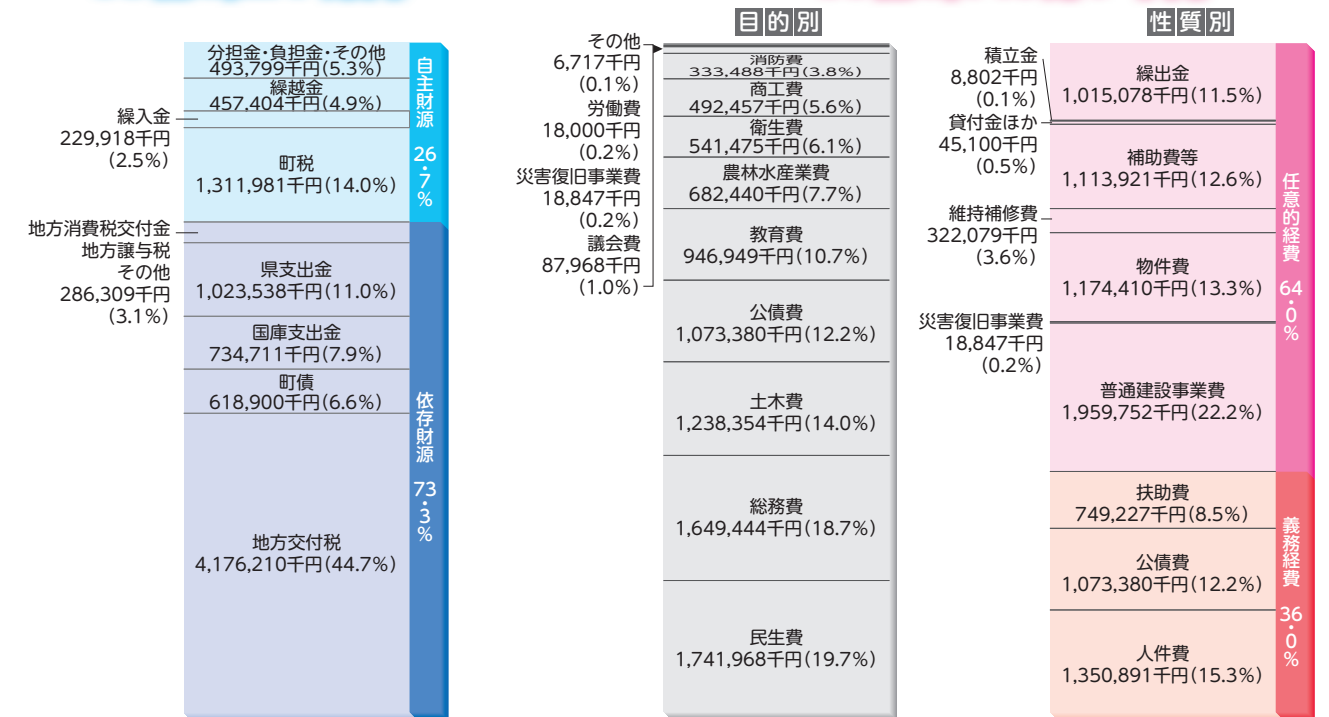
平成29年度 決算の状況をお知らせします。

12月議会定例会で、平成29年度の各会計の歳入歳出決算が認定されました。

一般会計収支決算

歳入 93億3,277万円

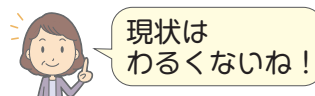
歳出 88億3,148万7千円



南越前町の財政状況は健全なの?

【健全化判断比率と資金不足比率】 地方公共団体の財政状況を統一した指標で明らかにし、財政の健全化や再生の必要性を判断するための財政指標のことで、

毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率等を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しています。各比率は、一定の基準を超えると、財政の健全化や再生に向けた取組みが必要となります。

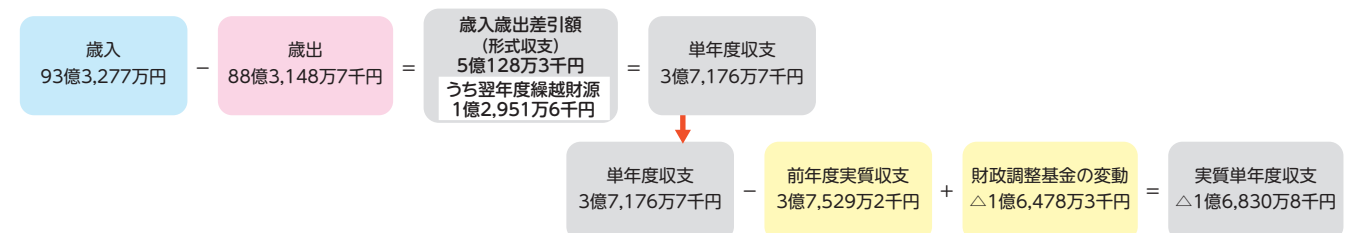


早期健全化基準(※1) 財政再生基準(※2)

指標	南越前町のH29の指標	
	財政健全化団体	財政再生団体
実質赤字比率 普通会計の実質的な赤字額が、町の標準的な収入額に占める割合	14.83%	20%
連結実質赤字比率 全会計における実質的な赤字額が、町の標準的な収入額に占める割合	19.83%	30%
実質公債費比率 借入金の返済額が町の標準的な収入額に占める割合	25%	35%
将来負担比率 普通会計が抱える実質的な負債の額が、町の標準的な収入額に占める割合	350%	
資金不足比率 公営企業の資金不足額の、事業の規模に対する割合	20%	

※1 早期健全化基準(黄信号) 財政収支の不均衡、その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的な財政健全化の取組みを促す基準。  
※2 財政再生基準(赤信号) 財政状況の悪化が切迫し、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、国や県の強い関与を受け、計画的にその財政の健全化を図るべき基準。

実質収支



特別会計収支決算

会計名	歳入決算額	歳出決算額
国民健康保険	12億4,755万4千円	11億5,807万円
国民健康保険今庄診療所	2億4,076万8千円	2億3,983万5千円
河野診療所	1億2,629万8千円	1億2,539万4千円
個別排水処理施設	1,043万3千円	1,033万2千円
農業者労働災害共済	129万5千円	62万8千円
後期高齢者医療	1億3,810万5千円	1億3,796万9千円
農業集落排水	3億1,438万9千円	3億1,419万円
老人保健施設	1億6,754万9千円	1億6,660万5千円
介護保険	13億8,055万6千円	13億8,028万9千円
下水道	2億5,907万8千円	2億5,886万3千円
〈企業会計〉水道事業会計	(収益的収入) 4億3,488万円	(収益的支出) 4億3,742万5千円 (資本的支出) 1億5,229万1千円

平成29年度 決算のポイント 一般会計

【歳入】 地方交付税は、公債費の減少や段階的縮減措置などにより前年比4,739万6千円の減、繰入金は、基金繰入の減少などにより同9,157万7千円の減となりました。

国庫支出金は、橋梁架替事業や小学校放射線防護対策事業などの実施に伴い、国庫支出金で前年比1億9,390万4千円の増、地方債は、道路整備事業や住民センター整備事業など大型事業の実施により同1億6,220万円の増となりました。

【歳出】 性質別にみると、豪雪による除排雪経費が膨らんだことなどから維持補修費で前年比1億8,106万7千円の増、投資的事業の実施や台風災害による被災施設復旧などにより普通建設事業費で同1億4,385万2千円の増となりました。

積立金は財政調整基金への新規積立は無く前年比2億3,626万5千円の減、公債費は一部の償還終了などにより同7,724万6千円の減となりました。